

(消費税含む。)(円)

建物種別	申請種別	面積区分(㎡)	単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※ 1	モデル建物法	性能基準等※ 1	モデル建物法
一戸建ての住宅	建物全体	200㎡未満	42,900	－	40,700	－
		200㎡以上　～　500㎡未満	45,100	－	42,900	－
		500㎡以上	見積もり	－	見積もり	－
併用住宅	住戸部分	一戸建て住宅に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
	建物全体	一戸建て住宅の手数料＋非住宅建築物の手数料				
共同住宅等	住戸部分		基本料金92,400+1住戸あたり 2,200×総住戸数	－	基本料金81,400+1住戸あたり 2,200×総住戸数	－
	共用部分	非住宅建築物に準じる※ 2				
複合建築物	住戸部分	共同住宅等住戸部分に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
	建物全体	共同住宅等住戸部分＋非住宅建築物				
	用途区分【1種】 ホテル 病院 集会所 福祉施設　等	300㎡未満	200,200	90,200	189,200	85,800
		300㎡以上　～　500㎡未満	277,200	125,400	266,200	121,000
		500㎡以上　～　1,000㎡未満	356,400	160,600	338,800	154,000
		1,000㎡以上　～　2,000㎡未満	433,400	195,800	409,200	184,800
		2,000㎡以上　～　5,000㎡未満	554,400	250,800	525,800	237,600
		5,000㎡以上　～　10,000㎡未満	699,600	316,800	662,200	299,200
		10,000㎡以上　～　20,000㎡未満	844,800	380,600	796,400	358,600
		20,000㎡以上　～　40,000㎡未満	987,800	446,600	932,800	420,200
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【2種】 事務所 物販店舗 学校 講堂 幼稚園 飲食店　等	300㎡未満	140,800	63,800	134,200	61,600
		300㎡以上　～　500㎡未満	195,800	89,100	187,000	85,800
		500㎡以上　～　1,000㎡未満	250,800	114,400	237,600	107,800
		1,000㎡以上　～　2,000㎡未満	303,600	138,600	288,200	129,800
		2,000㎡以上　～　5,000㎡未満	389,400	176,000	369,600	167,200
		5,000㎡以上　～　10,000㎡未満	490,600	222,200	464,200	209,000
		10,000㎡以上　～　20,000㎡未満	591,800	268,400	558,800	253,000
		20,000㎡以上　～　40,000㎡未満	693,000	312,400	653,400	294,800
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり
	用途区分【3種】 工場 倉庫　等	300㎡未満	90,200	40,700	85,800	39,600
		300㎡以上　～　500㎡未満	125,400	57,200	121,000	55,000
		500㎡以上　～　1,000㎡未満	160,600	72,600	154,000	70,400
		1,000㎡以上　～　2,000㎡未満	195,800	90,200	184,800	83,600
		2,000㎡以上　～　5,000㎡未満	250,800	114,400	237,600	107,800
		5,000㎡以上　～　10,000㎡未満	316,800	143,000	299,200	136,400
		10,000㎡以上　～　20,000㎡未満	380,600	171,600	358,600	162,800
		20,000㎡以上　～　40,000㎡未満	446,600	202,400	420,200	189,200
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	見積もり	見積もり

※1　性能基準等とは、「標準入力法」「主要室入力法」等の評価方法も含まれます。

※2　共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。ただし、住戸数が10戸以下の場合は「用途区分【3種】」の金額の1/2の金額とします。

※　複数の建物用途の場合は、用途区分の上段、中斷、下段それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、その大きい方（同一面積の場合は、より上段）の用途区分とします。

この場合、計算対象床面積区分は、その比較した両方の用途区分の合計床面積とします。

※　適合証等を再交付する場合の手数料は、1通につき、税込み8,800円とします。

1　技術的審査手数料を減額するための要件

(1)変更申請の場合は、上記手数料額の1/2の金額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端取下げのうえ、再申請（新規手数料）とします。なお、当センター以外(他の機関等)で評価等を行っている場合の変更申請も再申請（新規手数料）とします。

(2)下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び内容が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、税込み11,000円とします。　ただし、1）から4）の住宅部分の申請で外皮計算の審査項目及び内容が同一である場合は、上記手数料の1/2の金額とします。

1）法第7条、第12条、第35条、第41条の申請

2）住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

3）適合証明業務（フラット35）の申請

4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期優良住宅建築等計画の申請

2　技術的審査手数料の収納方法

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程及び同約款を参照ください。